

令和4年6月議会

議案説明資料

議案第90号

令和4年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）・・・1頁

議案第98号

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例案・・・4頁

こども未来局

議案第90号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第2号)[こども未来局所管分]

1 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
4 5	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	2目 こども育成支援費	117,052,777	249,220	117,301,997	249,220	-
	その他の科目	9,293,011	-	9,293,011	-	-
	計	126,345,788	249,220	126,595,008	249,220	-

の財源内訳			説明
財源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
-	249,220	-	<p>教育・保育経費の追加 249,220 千円</p> <p>ア 公立保育所事業費等 8,977 千円</p> <p>公立保育所の給食の食材料費の価格高騰相当額を追加</p> <p>イ その他の経費 240,243 千円</p> <p>・保育所等給食の物価高騰対策事業</p> <p>民間保育所等の給食の食材料費の価格高騰相当額について助成を実施</p> <p>（関連歳入）</p> <p>(19)国庫支出金 140,813 千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>(20)県支出金 108,407 千円</p> <p>こども育成支援費補助金</p>
-	-	-	
-	249,220	-	

保育所等給食の物価高騰対策事業について

1 概要

諸物価が高騰する中、保護者の経済的負担を増やさずに、給食の質の維持を図るため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や福岡県が実施する補助制度を活用し、保育所等に対して給食食材料費の価格高騰相当分を助成するもの。

2 対象施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等

3 対象経費

物価高騰により増加している給食食材料費

4 補助額

令和3年度と令和4年度の給食食材料費の差額（10%を上限）

5 スケジュール（予定）

令和4年7月 申請受付開始

令和5年3月末～ 実績確認後支払

議案第 98 号

福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

市民の利便性の向上を図るため、市内で転居する場合等に、住民異動届の提出をもって、福岡市第 3 子優遇事業に係る住所の変更等の届出を省略する必要があるによる。

2 改正内容

住民基本台帳法第 22 条から第 24 条までの規定による届出があったときは、福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例において定めている、市内での住所変更の届出及び、市外転出による支給要件喪失の届出があったものとみなす規定を追加する。

【参考】住民異動の手続きと福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例との関連

住民異動の手続き	福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例で省略（みなし）となる届出
市内での転入・転居	住所変更の届出
市外転出	支給要件喪失の届出

3 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日

4 福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
第 1 条～第 15 条（略） （保育施設等手当受給者の届出の義務）	第 1 条～第 15 条（略） （保育施設等手当受給者の届出の義務）
第 16 条 保育施設等手当受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	第 16 条 保育施設等手当受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(1) 保育施設等手当受給者又はその	(1) 保育施設等手当受給者又はその

現行	改正後
<p>者が監護する児童の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 保育施設等手当の額を増額し、又は減額することとなる事由が生じたとき。</p> <p>(3) 保育施設等手当の支給要件を欠くこととなる事由が生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由が生じたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(保育施設等手当の支給の制限)</p> <p>第17条 市長は、保育施設等手当受給者が正当な理由がなく、<u>前条</u>の規定による届出をせず、第30条の規定による報告若しくは書類の提出の求めに従わず、又は同条に規定する職員の質問に応じなかったときは、当該保育施設等手当受給者に係る保育施設等手当の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条～第27条 (略)</p> <p>(第3子手当受給者の届出の義務)</p> <p>第28条 第3子手当受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 第3子手当受給者又はその者が</p>	<p>者が監護する児童の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 保育施設等手当の額を増額し、又は減額することとなる事由が生じたとき。</p> <p>(3) 保育施設等手当の支給要件を欠くこととなる事由が生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由が生じたとき。</p> <p><u>2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項第1号又は第3号の規定による届出があったものとみなす。</u></p> <p>(保育施設等手当の支給の制限)</p> <p>第17条 市長は、保育施設等手当受給者が正当な理由がなく、<u>前条第1項</u>の規定による届出をせず、第30条の規定による報告若しくは書類の提出の求めに従わず、又は同条に規定する職員の質問に応じなかったときは、当該保育施設等手当受給者に係る保育施設等手当の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条～第27条 (略)</p> <p>(第3子手当受給者の届出の義務)</p> <p>第28条 第3子手当受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 第3子手当受給者又はその者が</p>

現行	改正後
<p>監護する児童の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 第3子手当の額を減額することとなる事由が生じたとき。</p> <p>(3) 第3子手当の支給要件を欠くこととなる事由が生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由が生じたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第29条 第14条、第15条_____及び第17条から第19条までの規定は、第3子手当について準用する。この場合において_____、第17条第1項中「前条_____」とあるのは、「第28条」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条・第31条 (略)</p>	<p>監護する児童の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 第3子手当の額を減額することとなる事由が生じたとき。</p> <p>(3) 第3子手当の支給要件を欠くこととなる事由が生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由が生じたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第29条 第14条、第15条、<u>第16条第2項</u>及び第17条から第19条までの規定は、第3子手当について準用する。この場合において、<u>第16条第2項中「前項第1号」とあるのは「第28条第1項第1号」と</u>、第17条第1項中「<u>前条第1項</u>」とあるのは「<u>第28条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条・第31条 (略)</p>